

被選挙権（立候補できる権利）

被選挙権には備えていなければならない条件があり、それぞれ次のとおりです。

- 衆議院議員……日本国民で満 25 歳以上であること。
- 参議院議員……日本国民で満 30 歳以上であること。
- 都道府県知事……日本国民で満 30 歳以上であること。
- 都道府県議会議員……日本国民で満 25 歳以上であり、その県議会議員の選

挙権を持っていること。

- 市町村長……日本国民で満 25 歳以上であること。
- 市町村議会議員……日本国民で満 25 歳以上であり、その市町村議会議員の選

挙権を持っていること。

また、禁錮以上の刑に処せられその執行を終わってない者など当てはまてはいけない条件があります。また地方自治体議員選挙には（その各自治体の選挙権を持っている事）＝住民である・住民票があることが条件になります。

さらに詳しくは、県選挙管理委員会事務局又はお住まいの市町村選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。